

健発0625第19号  
平成26年6月25日

各  
〔都道府県知事〕  
〔保健所設置市長〕 殿  
〔特別区長〕

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について

がん検診については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)において「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(以下「指針」という。)を示しているところであるが、今般、診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)の改正が平成26年6月25日付けで施行されることとなり、病院又は診療所以外の場所で、多数の者の健康診断を一時的に行う場合においては、医師の立会いなく診療放射線技師が胸部エックス線検査を実施することが可能になることから、指針の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成26年6月25日より適用することとしたので、貴管内市町村及び関係団体に対し、周知方願いする。

なお、今般の指針の改正により、肺がん検診の検診項目として、医師以外の医療従事者による実施が可能な質問を導入したことに伴い、質問の項目を明確化するため、質問用紙の様式例として別紙1を作成したので、質問の適切な実施のために活用されるよう、貴管内市町村及び関係団体に対し、周知方願いする。

また、今般の指針の改正により、肺がん検診において、病院又は診療所以外の場所で、医師の立会いなく診療放射線技師が胸部エックス線検査を実施する場合には、責任医師等を明示した実施計画書の作成が必要となることから、その様式例を別紙2のとおり示しているため、肺がん検診の適切な実施のために活用されるよう、重ねて、貴管内市町村及び関係団体に対し、周知方願いする。